

テーマ 「福祉社会の構想」

レポート：福祉社会のボランティアズム……………	(東京大学教授)	西 尾 勝
レポート：福祉国家の限界……………	(名古屋大学教授)	飯 田 経 夫
レポート：福祉社会の社会的条件……………	(社会保障研究所研究部長、 現日本社会事業大学教授)	三 浦 文 夫
コメント：……………	(社会保障研究所研究員)	高 橋 紘 士
コメント：……………	(千葉大学教授)	地 主 重 美
コメント：……………	(大阪市立大学助教授)	星 野 信 也
一般討論：(司会)……………	(社会保障研究所所長)	福 武 直

あいさつ

福 武 直

早朝から大変多くの方々が、このシンポジウムにご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

第15回のシンポジウムといたしまして、テーマを「福祉社会の構想」ということにしているわけですが、この問題については、馬場前所長が第11回において「日本的な福祉社会」というテーマを掲げてお開きになっており、今回は、その延長ということになろうかと思えます。そのことについては、後ほど三浦研究部長が、その報告の冒頭で若干触れることと思えますので、そのほうにまかせたいと存じます。

ところで、先ほど総務部長の申しましたように、私は、先月の11日付けで、社会保障研究所の所長という大役を、引き受けることになりました。どなたがお考えになっても適任とはいいいかねる所長でございます。したがって、それだけに、例年になく多くの方々がお集りくださいましたことを、

大変喜んでいるわけでございます。そして、この機会に新役員について報告させていただきますが、私のほかに、理事として小山路男さん、監事として安川正彬さんにご就任いただきました。前所長の馬場先生と、草創以来監事としてお世話になった寺尾先生は、今後、参与として当研究所の運営にご意見を寄せていただくことにしております。

なお、本シンポジウムに、西尾さんと飯田さんが、ご多用中にもかかわらず、報告者としてご苦労いただきますことを、厚く感謝いたしますし、コメントを、昨年までは身内でしたが、いまは千葉大学にいらしております地主さんと、遠く大阪から駆けつけていただいた星野さんからいただくことになっており、これらの方々にも厚くお礼を申し上げたいと思います。

最後に、本研究所の役割りは、現在の状況を顧みます場合に、大変大きなものがあり、その課題はますます重大化していくと思えますが、ご承知のように昨年2人の研究部長が転出され、現在のところ弱体の感はまぬがれません。その研究所はさらに、適任といえない非力の所長が座ることになりましたので、その重責を果たしていくためには、お集まりの皆さま方のご支援がどうしても必要でございます。どうかそういう意味におきまし

て、今後とも、これまで以上のご援助ご協力をお願いしたいと思います。

少々お願いに偏った開会の挨拶になりましたが、

私の衷情をお汲みとりいただきたいと存じます。

それでは、これから早速、ご報告に移ることにいたします。

【レポート】

福祉社会のボランティアズム

西 尾 勝

ご紹介いただきました西尾です。私の専攻は広くいえば政治学、もう少し狭くいうと、行政学である。つまり現代国家の行政について、政治学と管理科学の接点のような視点から研究している人間である。しかし、行政は、人間生活の森羅万象を扱っておりますので、どんなに有能な行政学者といえども、行政の全分野について、通曉するなどということは、およそ不可能である。したがって行政学者は、みな特定の分野を専門にしている。私自身について申しますと、計画的な行政運営という問題を、中心テーマにしている。現実の行政に即していうと、経済計画とか、国土計画、地域計画、あるいは自治体が策定する計画、あるいは年間の計画であるところの予算といったことが、私の研究の中心である。

したがって、社会福祉行政、あるいはこれと同じようにボランティア問題にきわめて深い関係のある社会教育行政といった分野は、私には比較的不案内な領域である。これらの問題は、私にとって研究者としての関心事であるよりも、一市民としての関心事である。私は地元である東京都武蔵野市において、ボランティアセンター武蔵野という組織の運営委員長をしている。また武蔵野の市民社会福祉協議会の一理事でもある。

そこで私のきょうの報告は、こうした私なりの市民活動の中で考えてきたことが元になっている。おそらくこの席に報告者としてお招きを受けたのも、私の学問上の研究よりは、私の実践活動の故

であろうと推察する。その意味では、ボランティア活動の実践に伴う具体的な話をした方がご期待にそえるのかもしれない。だが、私も政治学者のはしくれなので、実践活動の経験をもとにしながら、若干政治学的なものの見方に引きつけた、基本的な話をさせていただこうと思う。

自己紹介はこの程度にして、さっそく主題にはいることにしたい。レジュメはごく簡単にしか書かなかったもので、それに沿いながら、これを補う形で話をさせていただきたい。

昭和40年代の後半ごろから、あるいは特に昭和50年代にはいつてから、日本の社会にもボランティアグループと自称する、さまざまな集団が、多数発生してきている。これらのボランティアグループの人達と話し合う機会を持つと、必ずそこで出てくる話題は、行政とボランティアとの関係という問題である。日本のボランティアはほぼ一様に、ボランティア活動が、行政の肩代わりになってしまうのではないかということに悩んでいる。これはたしかに真剣に討議すべき重要なテーマであることは、私も否定しない。しかし横須賀キリスト教社会館の館長であられる阿部志郎先生が、しばしば指摘されているように、これはきわめて日本的な現象だと思う。

このボランティア達の迷いの根底にあるのは、社会福祉は挙げて、全面的に、行政の責任なのではないかという発想であると思う。社会福祉活動と社会福祉行政とを区別しない考え方、あるいは

同様に行政社会教育と民間社会教育とを区別しない考え方が、基本になっているのではないと思われる。いわば福祉社会を前提にしない福祉国家論のごとき発想である。こうした発想がなぜかくも日本の社会において強いのかといえば、端的にいうてしまえば、日本の社会においては、民間社会福祉事業の伝統が弱かったという、歴史的事情に帰着するのではないか。

行政とボランティアというテーマになると、必ずそこで公私分離と公私協働という、2つの原則が引き合いに出される。このベバリッジ報告以来定着してきた2つの原則は、いうまでもないことだが、ナショナルミニマムを保障する面での行政責任を確立すると同時に、ノンガバメンタルな、ボランティアな事業の重要性をも前提にした考え方であったと思う。こうした二元論に立たない限り、分離という議論もありえないし、協働という議論もありえないはずである。

西欧社会の、中でもイギリス、アメリカといったアングロサクソン系の社会の社会福祉事業は、常に民間先導の伝統を継承してきていると思う。行政はナショナルミニマムを保障するために、そしてナショナルミニマムを漸次向上させていくプロセスで、行政が民間事業に肩代わりしてきたのであって、ここでは民間が行政の肩替りをするという発想は、生まれにくかったと思う。

福祉国家の政治思想が形成されて以来、市民の福祉をノンガバメンタルな営み、営為に放任することは否定されてきたが、ボランティアな活動の意義が否定されたことはなかったといえよう。そういう意味で、社会福祉事業の歴史は、社会福祉事業の行政施策化の歴史であったとか、あるいはボランティア克服の歴史であったとする見解には、とうてい同調できない。むしろ福祉国家化が進めば進むほど、ボランティアを再建する必要性が高まっているというふうに私は考える。

福祉国家の一面は、社会の官僚制化である。行政活動の膨張は、個人の人権、自由、プライバシーを侵す可能性を持っているし、市民の公共的な関心と行動の意欲を薄れさせていく危険性をはらんでいる。市民の生活は保障されていく半面、ま

た過剰に管理される危険をも伴うということである。

今日ボランティアが強調される1つの原因は、この管理社会への危惧に発していると思う。今日のボランティアはすべてを私人の営為、私企業の営為など私的な営為といわれるものにゆだねようとするものでは、もちろんない。むしろねらいは逆であって、すべてを政治化し、行政化することを拒否するということにある。公共的な営みのすべてを政府（自治体も含めて）に委ねるのではなくて、常に公共的な営為の一部を市民社会の側に留保しておこうとするものである。

日本のボランティア論の世界では、一方ではボランティアは行政の肩代わりであってはならないということが、強調される。そして同時に他方ではボランティア活動の意義は、その先導性にあるというふうにも説かれている。しかしこの先導性と肩代わりは、どこが違うのかという問題について、説得力のある議論を展開しているものは少ない。

この問題は次の問題に結び付いている。つまり西欧社会に形成された民間先導のボランティアの精神的な基礎は、キリスト教にあったのではないか。そうだとすればキリスト教の弱い日本社会でボランティアが根つき、普及する余地があるであろうかという疑問である。

そこで儒教思想とか、仏教思想、あるいは日本の民俗、社会慣行の中にも、独自のボランティアの源流があるのではないかという研究が刺激されているようである。私はこうした宗教学などの分野については全くの門外漢なので、この種の文献をもれなくフォローしているわけではないが、佼成出版社が出している雑誌『真理と創造』の12号には「現代のボランティア」という特集が組まれている。そしてその中で多くの宗教学者による議論がなされている。さらに財団法人社会福祉研究所が出版された『ボランティアの思想と実践』という研究報告書の中に、そうした研究動向を認めるわけである。私は宗教学者でも、民俗学者でもないで、これらの議論に学問的に介入する能力はない。ただ、ここでは個人的な若干の所

感を述べさせていただきたいと思う。

私はこれらの研究の成果を高く評価している。しかし、しばしばそうした研究から、最後に引き出されているさまざまな結論、たとえばこれまでの伝統否定の反省をしなければならないとか、あるいは風土に乗った作戦なるものも考えなければいけないのではないかといった提言には、強い警戒心を呼び起こされている。

私自身はクリスチャンではないが、ボランティアはキリスト教文化の中から形成されたものであると考えているし、そのことを徹底的に意識し続けるべきだと考えている。

そこで、こうした議論の中には、性質の異なる2つの問題が混在しているように思う。すなわち1つには東洋における儒教、仏教とキリスト教との信仰の相違と共通性の問題である。もう1つは民俗学のほうから指摘される日本の家、および村に存在した相互扶助の伝統なるものを、どう評価するかという問題である。

まず第1の、前者の論点については、キリスト教がアガペの愛であるとか、あるいはキリスト教的な意味での隣人愛という観念を出すと、儒教のほうからは仁であるとか、義が挙げられる。仏教のほうからは慈悲といった概念が挙げられる。キリスト教の側から連帯という思想を挙げれば、仏教は我執の克服というようなことで、小我から大我にいたり、無我を悟るといった思想を挙げる。キリスト教が奉仕ということ言えば、仏教は布施とか、利行といったものを持ち出す。キリスト教が犠牲とか、無償ということについて語れば、仏教は捨身とか、名利否定といった観念を持ち出すことになる。だいたいこうした議論になっているように思われる。

しかしボランティアの思想的な基盤として、もっとも重要なのは、これらの観念の間の相違、あるいは共通性ではないと思うのである。もっとも重要なのはキリスト教文化におけるボランティアという観念の持つ意味であると考えている。しかもここで重要なのは、主意主義とか、主知主義と訳されるボランティアの意味ではない。そうではなくて自由教会運動としてのボランティアで

ある。つまり英語でボランティアという字を書くときに、前者の神学、哲学で使うときの主意主義、主知主義の場合には voluntarism と書き、教会運動としてのボランティアの場合には voluntaryism と書き分けているが、私がここで言おうとしているのは、後者の意味での voluntaryism である。

通常、国家と教会との関係について使われる概念であって、教会がその voluntary association、自発的結社としての性格を失わないために、国家からの統制、援助を受けないようにすべきであるという国教否定論を指している。つまり私は、ボランティアに対するキリスト教文化の影響として、『新約聖書』の中に書かれたさまざまな教えよりも、政治権力と教会との抗争の中から形成された、社会制度としてのボランティアのほうを、重視したいのである。

ボランティア・アソシエーションの観念が、西欧社会の中でも、アングロサクソン系の伝統であるということは、周知のとおりであるが、このボランティア・アソシエーションの定義をする場合には、もっとも広く定義をする場合でさえも、次の3つの要件が挙げられる。

すなわち第1には、それが機能集団であるということ、特定の目的を追求する集団であるということである。第2に任意加入の集団であり、第3番目に国家から独立したオートノマスな、自立的な集団であるという要件が挙げられる。

そしてボランティア・アソシエーションの概念をもっとも狭い意味で定義するときには、いま挙げた第3番目の要件、つまり国家からの自立という要件が、さらに徹底されるのが普通である。つまりボランティア・アソシエーションとは、その場合には法人化されたコーポレーションではない集団、というふうに定義される。ここではボランティア・アソシエーションとコーポレーションとは対置概念になる。法人、コーポレーションは国家に登録をして、国家により認可をされて、国家から一定の監督を受ける集団である。そして時には国家から援助、助成を受けるものだからである。ボランティア・アソシエーションとは、徹頭徹尾

独立したオートノマスな集団、自立的な集団とされるわけである。

ところが法人化をしなければ、財産の取得とか処分を、団体の名において行えないという、きわめて大きな不便がつきまとう。そこでイギリスではボランティア・アソシエーションがコーポレーションにならずに、ボランティア・アソシエーションのままにありながら、財産の取得、処分を行いうるような法理論として、トラスト、信託の法理論が活用された時代がある。

ことほどさようにイギリス、アメリカの歴史の場合には、国家からの自立ということが重視されたわけである。ここで私が国家と言ってきたものは、政治権力と言い替えてもいいわけで、日本で言うところの国、セントラル・ガバメントと、地方自治体、ローカル・ガバメントをすべて含めてさしつかえない。ボランティア・アソシエーション、ひいてはボランティアズムとは、いつも政治、行政からの自立を中核とした観念であったと考えるのである。

そしてこの伝統は、主権を主張する王権と教会との抗争を抜きにしては考えられないものであるし、東洋の社会思想にもっとも欠けているのは、このような意味での、強烈なオートノミー、自立の精神であると思う。先に挙げた行政とボランティアというテーマは、肩代わりか先導かという問題以前に、つまりそのサービスの担い手が、誰であるべきかという問題以前に、権力と自由の問題としてこそ議論されるべきものだと思う。

日本の地域社会には、純然たるボランティア・アソシエーションというべきものが少ない。そして日本の市民には、国民には、ボランティアズムの精神が欠けている。そしてこうした風土の下で、行政がボランティア育成を唱え、これを助成しようとしている。日本におけるボランティア論の基本問題は、まずこの点にあると思う。

そこで第3の柱に移りたい。これは先ほどの第2の論点、つまり家とか、村といったものの機能の評価にもかかわる。日本の地域社会について考えるときには、いわゆる部落会町内会体制から検討をはじめなければならないように思う。

アングロサクソン系の社会でも、市町村と市民の間にさまざまな社会集団が存在する。ネイバーフット・クラブと呼ばれるものとか、ホームオーナーズ・アソシエーションといったものが結成されていたり、あるいはコミュニティ・カウンスルといったものが、生まれたりしている。さらにいうとカブナツと通称される住民協約がさまざまな形で存在していることが多い。

しかしこうしたものはいずれもボランティア・アソシエーションであって、いずれも市町村の役所と、直接的な関係はない。そして全地域に普遍的に組織され存在しているわけでもない。

これに対して、日本における部落会、町内会と総称されるさまざまな地域自治組織は、ボランティア・アソシエーションではなく、準公共団体、セミ・ガバメントというべき存在であると思う。その理由としては、次のような諸点があげられよう。

第1は部落会町内会の多くは、決して自然発生的なものではないということである。特に都会に組織された町会の場合は、ほとんどが自然発生的なものではない。むしろ国、ないし自治体が奨励をした結果生まれたものだし、また国、自治体がこれを利用し、助成しているから、いまなお存続しているのである。

第2に、部落会町内会はほとんど管轄区域において重複もなく、洩れもなく、截然と区画割りされて、普遍的に存在していることである。こうしたことは自発的結社には起こりえない事態である。

第3は、部落会町内会は事実上全住民の強制加入に近い運用がなされていることである。もちろん事実においては、この全員加入は崩れているが、少なくとも全員加入が理想と、関係者によって考えられている。

第4は、部落会町内会の会員の単位は世帯で、個人ではないということである。

第5は、部落会町内会の活動には、純然たる自治活動もちろんあるが、それ以上に国、自治体の行政を補完したり、代行したり、補助する性格の活動が多いということである。

そして最後に、第6に、部落会町内会は各種の

行政委嘱員、あるいは審議会委員、地方議会の議員などを選任、または選出する基盤となっているということである。

こうしたおおよそ6点ほどから総合的に考えると、日本の部落会町内会は、セミ・ガバメントというべき存在であって、いわば部落会町内会体制というべきものを形成していると考えざるをえない。

戦後の日本社会には、これに加えて PTA という組織が、全国的に組織されている。この PTA は小中学校に児童を通学させている世帯だけで構成するものであり、その活動は部落会町内会との比較でみれば、特定され限定されている。けれどもそのほかの諸点では部落会町内会とその基本的性格を共有しているというふうに言えると思う。

ところで日本では、民生・児童委員、保護司をはじめとして、国または自治体が個々の市民に各種の役職を委嘱している。これらを私は行政委嘱員と総称することになっているが、これらの行政委嘱員に、市民との媒介機能を担わせている。そしてこれらの各種の行政委嘱員は、どういった人々から選任されているのかということが問われる。

それは部落会町内会、あるいは PTA の役員を歴任して、長年にわたる地域活動の実績を持つ人から、選任されているのである。部落会町内会、そして PTA は、地域活動家のもっとも基礎的な養成源となっている。

こうした関係を若干極端に単純化していうと、部落会町内会、PTA の役員を経験した人は、通常次には青少年健全育成活動であるとか、あるいは社会教育活動と呼ばれる分野の行政委嘱員に委嘱されていく。これらの分野で、一定のキャリアを積み上げて、いわば功成り、名を遂げた人が、最後に到達するのが民生・児童委員であり、保護司である。そして市町村の各種の審議会等に関係団体代表と並んで、いわば一般市民代表的な性格で選任される人々は、部落会町内会の連合会役員であるか、そうでなければ民生委員協議会総務といったような、行政委嘱員の頂点に位する人々である。そうした意味で部落会町内会体制と、行政委嘱員体制と、そして審議会体制は重層的な地

域政治、あるいは地域行政の構造を形成していると言える。

もちろん、たしかに地域にはこのほかにも、市民の自主的なサークルが種々ある。社会教育講座から育った自主グループもある。もっと新しいものとしては、消費者運動の集団も生まれている。いまでは自然保護運動であるとか、いわゆる行政の公共事業計画に対して、反対する住民運動団体も多数生まれている。けれどもこれらの新しいタイプの市民運動のリーダー格になっている人達は、なかなか行政委嘱員には選任されない。

部落会町内会、PTA の役員、行政委嘱員は、その町に比較的長く定住し、24時間地域活動に時間を割けるような職業の人々に集中していく傾向がある。ブルーカラーも、ホワイトカラーも含めて、通勤者は地域政治の構造からおおむね疎外されていると言っても、言い過ぎではない。

ところで社会福祉の分野についていうと、戦後の日本社会には、社会福祉協議会なる組織がある。そしてこの社会福祉協議会は、行政機関ではなくて、民間社会福祉機関の連絡調整機関であり、いわゆるコミュニティ・オーガニゼーションの、日本における実例の1つのように語られ、そして社会福祉協議会こそ、ボランティア活動の先頭に立つべき組織というふうにも言われている。

けれども、この社会福祉協議会という組織は、おおよそボランティア・アソシエーションとは、ほど遠い存在である。周知のことであるが、都道府県社協は、その設置が法律上義務づけられている。法律で義務づけられたボランティア・アソシエーションなどというものは、本来概念矛盾である。市町村社協は申すまでもなく、法律上は任意設置団体であるが、国ならびに自治体の指導の下で、ほとんどくまなく組織されている。しかもこれは市町村長が会長を勤め、常務理事、事務局長は、役所の部課長の兼任というケースが少なくない。仮に事務局長が独自に任用されているときでも、それは元公務員の人から任用されているというのが、ほとんどのケースである。

そして社協の自主財源は、ごくわずかで、社協予算の大半は市町村からの委託金であり、補助金

である。しかも社協の自主財源の中心になるべきはずの会員からの会費収入は、どのようにして徴収されているかという点、多くの場合には部落会町内会ルートで徴収されている。そこで時には次のような事態も生じている。部落会町内会役員が各戸からこれは社協会費であるとして徴収しているときはまだしもよいが、時には、これは決して少ないケースではないが、部落会町内会の会費収入の中から、一括社協に納入するという方法がとられている。したがって各戸の市民は社協会費を納めたという自覚はまったく持っていないというほうが多い。

社会福祉協議会は、頂点は役所につながり、末端は部落会町内会体制につながっている。その中間の社協活動の実質的な面を支えているのは民生・児童委員である。したがって社会福祉協議会は、極端な言い方をすれば、第2の行政機関、役所の別働隊である。良く言ってそれは半公半民の組織であって、断じて民間の自発的結社などではない。しかも全社協、都道府県社協等は、市町村社協の法人化を推進してきたし、さらには一部には、市町村社協の法制化運動さえ進められている。

皆さまが先刻ご承知のことを、少々くどく述べすぎたかもしれないが、肝心なことは日本の地域社会の基底を支えている多くの地域組織は、ほとんど行政の手の触れざるものではなく、すべて行政の枠組みの中に編成化されているということであって、純然たる自発的結社としてみるべきものが存在しないのだということは、いくら強調してもすぎることはないと思う。

コミュニティ・オーガニゼーションの議論と手法にしても、あるいはコミュニティ・ワーカーと言われるものの機能にしても、もともとは多様な民間活動集団が存在することを前提にしたものであるのに、日本には連絡調整すべき民間活動がそもそも多元的には存在しないのである。老人クラブも子供会も、すべて行政の奨励と援助で組織されている。

こうした状況は、社会福祉の領域だけではなく、社会教育の領域でも、ほぼ完全に同じである。ボランティア育成の声も、厚生省と全社協から、市

町村と市町村社協にくる。あるいは文部省、総理府からも下降してくる。そして最先端では民生・児童委員とか青少年輔導委員などがボランティアの先頭に立つべき存在だというふうに教育されている。

ボランティア・コーナーも社協に併設されて、行政の補助金が交付される。日本のボランティアは、こうした行政と連結した諸組織のネットワークに取り囲まれて、活動せざるをえないわけである。ここでいかにして、こうした状況の中で、ボランティアリズムを貫けるであろうか、これが問題である。

ボランティア活動の中心が、青年、学生達による、いわゆる施設で働く施設ボランティア活動であった時代には、これは大きな問題にはならなかった。しかし昭和40年代後半から、大都市地域に簇生しはじめたのは、主婦ないし老人のボランティア・グループで、彼らがいわゆる地域ボランティア活動に乗り出してきた。ここでボランティア活動と、市町村行政との関係、市町村社協との関係、民生・児童委員との関係、あるいは町内会との関係が、大きな問題点にならざるをえなくなった。

そして国または自治体が、ボランティア育成を語りはじめたのも、実は地域ボランティア活動に対する期待からである。ここでは行政との関係、地域組織との関係が避けて通れない現実の問題点となる。それにもかかわらず、これまでのボランティア論は、この地域のしがらみをどうすり抜けるかという問題について、実践的に有効な指針を示してきたとは思えない。

それでは地域ボランティアにおいて、これらの問題点が具体的にどういう形で顕在化するのか、具体例を挙げれば数限りなくあるのであるが、これを若干類型化してみたい。

第1には、家族または地域組織による相互扶助、丸抱えをもう一度構築し直せば、そもそも地域ボランティアなど不必要ではないかという争点がある。たとえば老人食事サービスも、身障者の外出介助も、部落会町内会の活動として、輪番制、当番制の仕組みの中に、組織化できるのではないか。

それならあえてボランティアと呼ぶ必要もないし、ボランティア・コーナーによるコーディネートも不必要である。それともこうした地域自治組織の仕事にしてしまうのは間違いなのか。あるいは既存の地域自治組織に依存できないからこそ、地域ボランティアが必要になっているのか。これが第1の接触面に起こる問題である。

第2の接触面は、地域ボランティアの対象となる身障者、老人等に対しては、通常福祉事務所、保健所、民生委員等々がかかわっている場合が多い。そうすると、ボランティアには、活動上これらの諸機関との連絡調整をどうやって行うべきかということが問われざるをえないのである。だが、往々にしてボランティア側の活動は出しゃ張りであり、縄張りを荒らすものとして、非難される。こうしたトラブルはいずれも些細な事柄をめぐって起こるが、この些細なトラブルの積み重ねが、ボランティアを腐らせているし、やる気を失わせている。

第3の接触面は、手当といった金銭問題をめぐって生ずる。たとえばボランティア・コーナーが斡旋するボランティアは、無償を厳格な原則としていたとする。そしてそのボランティアが身障者の外出介助をしたとする。ところがその市町村では、身障者介護人手当支給制度を確立していて、身障者が介護人を雇ったときには、半日当たり幾ら、1日当たり幾らといった費用を申請に基づいて後払いすることになっていたとする。そうするとボランティアの介助を受けた身障者は、ボランティアに対して、謝礼を払うと申し出る。通常そうなる。なぜなら彼、あるいは彼女は、後日市役所から手当を支給してもらえるからである。けれどもボランティアは、その受け取りを断わる。ここでボランティアと対象者の間にトラブルが生ずることになる。こうした例は種々の局面で起こる。役所はボランティアに対しても、幾許かの手当、ないし実費弁償を支払おうとすることが多いからである。

第4の接触面は同じく金銭問題であるが、有給の職員、ないしはアルバイトと、無償で活動するボランティアとの間の、感情的な反発である。

これは図書館活動にボランティアを導入すると、図書館職員の職場荒らしとして、労働組合、職組から反発を受けるというふうに、施設でも起こるが、学童保育指導員の活動にも、ホームヘルパーの活動についても生ずる。同様なことは、程度は違うが、ごくわずかな、名目的な手当を支給されている民生委員といったような行政委嘱員と、完全に無償で働くボランティアとの間にも、感情的な反発を生み出している。

ここで私は、部落会町内会を基底とする日本の地域組織の組織原理が、ボランティアと容易に調和しがたいということを強調してきた。けれどもこの点について、くれぐれも誤解のないように、申し添えておきたいことがある。それは第1に、個々の部落会町内会を問題にしているのではなくて、いわば部落会町内会体制というべきものを、問題にしているのだということである。第2にそれらの純然たる自治活動を問題にしているのではなくて、行政と結合し、行政と一体化した活動を問題にしているのだということである。

私はかつての自然村の村にあった、自然発生的な相互扶助と、自治活動の意義を否定しない。かつての若衆組などが果たしていた社会教育機能も否定しない。むしろそれらはあるいは今日の児童館活動などが及びもつかない機能を、果たしていた面があるとさえ思っている。また部落会町内会の中にもすばらしい自治活動、相互扶助活動を展開しているところもあるし、その可能性を潜在させているものは少なくない。自治会が自発的に老人友愛訪問といった機能を担うことも、まことに結構なことである。

しかしこれらを評価する人々が、こうした潜在力を組織化したいと語りはじめるとき、私は強い警戒心を抱かざるをえないということである。村の自治が変質してしまった一因は、少なくとも1つの原因は、それが行政の末端に組み込まれたがためである。優れた、良い実践をしている部落会町内会があるからといって、これを全体に普及させ、組織化しようとする、そこに必ず行政による編成化を伴い、ボランティアは消え去るのだということである。

ボランティア運動は、あえて極言すれば、日本では支配的文化に棹さす、いわばアンチカルチャーの運動である。伝統否定を反省し、風土に乗せたいと考える人々は、あるいはボランティアを増やし、大衆化し、国民化したいというふうと考えておられるのかもしれないが、ボランティアは少数にとどまって、何ら差しつかえないと思う。ボランティアが唯一の相互扶助の活動形態ではない。別のさまざまな相互扶助活動があってもいい。福祉活動があってもかまわない。けれどもボランティアと相容れないものを、ボランティアと同一視することだけは、厳に避けるべきであると思う。

私は限られた持ち時間の中で、この問題に若干こだわり続けすぎたかもしれない。けれども私の地元である武蔵野市は、全国でも珍しい町で、町内会組織が全市的には存在しない町である。した

がって老人クラブとか、子供会などの組織率は、いたって低い町である。しかし市民参加の武蔵野方式であるとか、武蔵野式のコミュニティづくりなどと言われるものはすべて、部落会町内会が全市的に存在しないという前提条件の上に、成り立っている方式である。そしてボランティア・センター武蔵野は、社協が設置したものではない。会員制の自主的な市民組織が設置し、運営しているものである。また社会福祉協議会が最後まで法人化に抵抗し、ついに法人化に踏み切ったときには、その名称を市民社協にしたいと固執したのも、すべてこうした土壌の上に、現われているのだということ、申し添えておきたいと思う。

若干時間の配分を間違え、レジュメでいうと第3の柱までしか進めなかったが、あとのスケジュールに差しつかえると思うので、第4・第5の柱のことは、一応端折らせていただきたい。

【レポート】

福祉国家の限界

飯田 経夫

私は経済学を勉強している者です。経済学の中で、マルクス経済学と、近代経済学の2つに分けると後者、つまり近代経済学、略して「近経」と言っていますが、それを勉強している者です。

この近代経済学が、最近非常に変わってきていて、教科書までかなり変わりつつあるということは、ご承知の方も多いかと思う。私が大学にはいったのは昭和26年で、ちょうど30年になるが、この30年の間を振り返ってみても、ここ数年起きている変化は、いちばん大きい変化ではないかと思う。

そういう変化は、いわゆるケインズ、もしくはケインジアンに対して、マネタリストという人達が批判をしている、つまりケインズ経済学は駄目だ

という、こういう考え方である。その筆頭がミルトン・フリードマンで、去年そのフリードマンの『選択の自由』という本が大変ベストセラーになり、20万部売れたそうだが、私の感じでは、あんなに部厚くて、読みにくくて高い本が、20万部売れるというのは、ただごとではない、つまり社会的イベントであろう、単に本が売れた、売れないということを超えた問題であろうと思う。そのことも何か最近数年の流れを表わしていると思う。

そういう経済学が変わってきているということ、それから他方、「福祉国家の限界」というのが私の題だが、これは研究所のほうからいただいた題だが、そういう福祉国家について、限界ということも含めて、非常に批判的な考え方がかなり出て